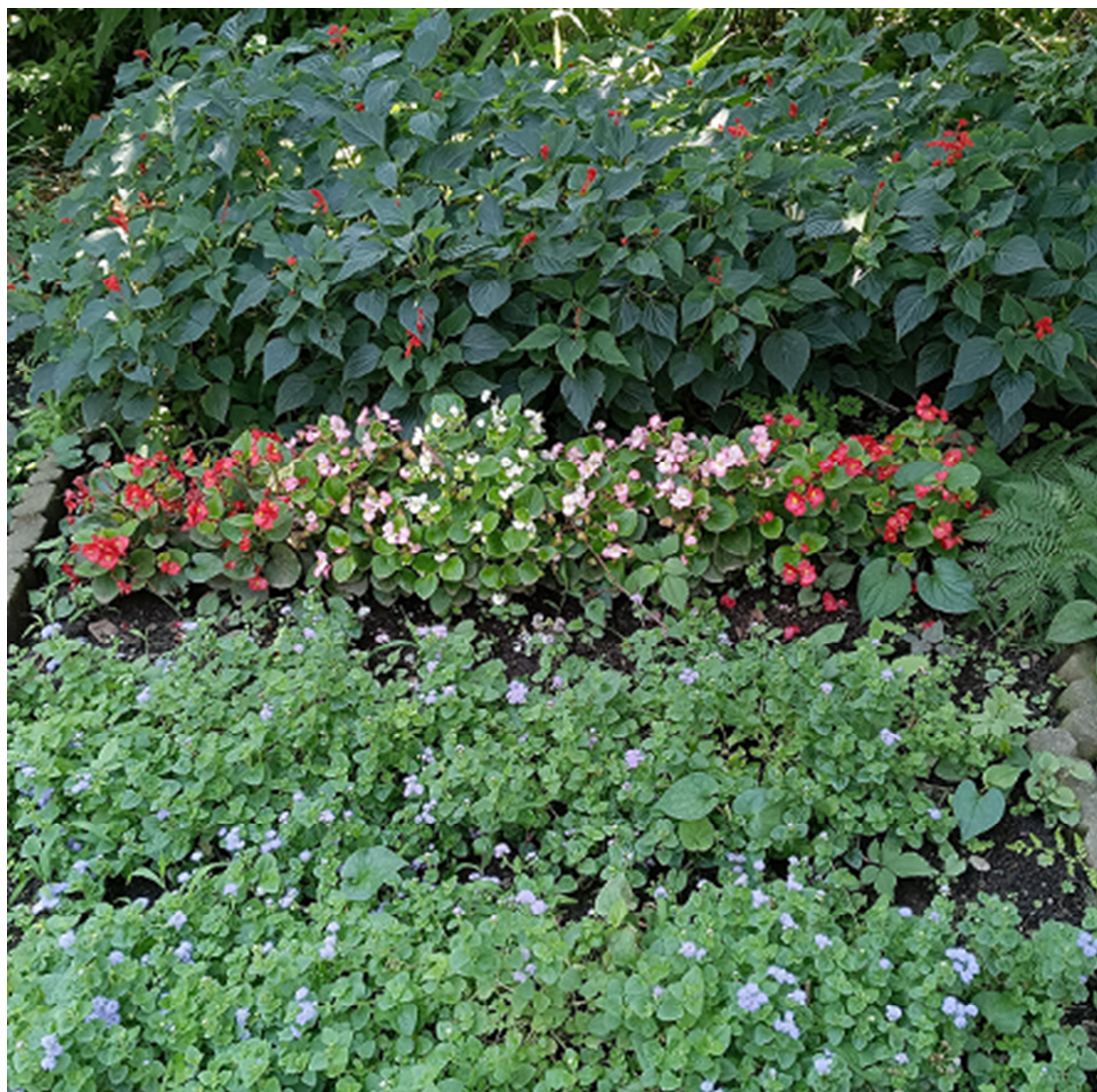


令和5年度 羽村市教育相談室 報告書



NO. 42

羽村市教育委員会



目 次

I	教育相談室の概要	1
1	教育相談室の事業	1
2	教育相談室の運営組織	1
3	相談手続き	2
II	教育相談事業	4
1	相談室における相談活動	4
2	小学校・中学校巡回相談（教育相談員派遣事業）	10
3	まとめ	14
4	教育相談室内部研修会	14
III	学校適応指導事業	15
1	学校適応指導教室「ハーモニースクール・はむら」の概要	15
2	令和5年度「ハーモニースクール・はむら」指導方針・指導内容	15
3	児童・生徒の状況	17
4	児童・生徒の活動	19
5	指導の成果	23
IV	スクールソーシャルワーカー活用事業	25
1	活用の背景	25
2	スクールソーシャルワーカーの役割	25
3	スクールソーシャルワーカーの活動	25
4	まとめ	27

I 教育相談室の概要

羽村市教育相談室は、「羽村市教育相談室条例（平成１２年条例第２４号）」に基づき、羽村市内在住の幼児、児童・生徒及びその保護者の教育相談並びに学校適応支援に応じ、教育の充実と振興を図るための活動を行っている。

1 教育相談室の事業

教育相談室は、「教育相談事業」、「学校適応指導事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」を行う。

（１）教育相談事業

幼児、児童・生徒の知能、学業、性格、行動、心身の健康並びに進路の適性等の相談に関する事。

（２）学校適応指導事業

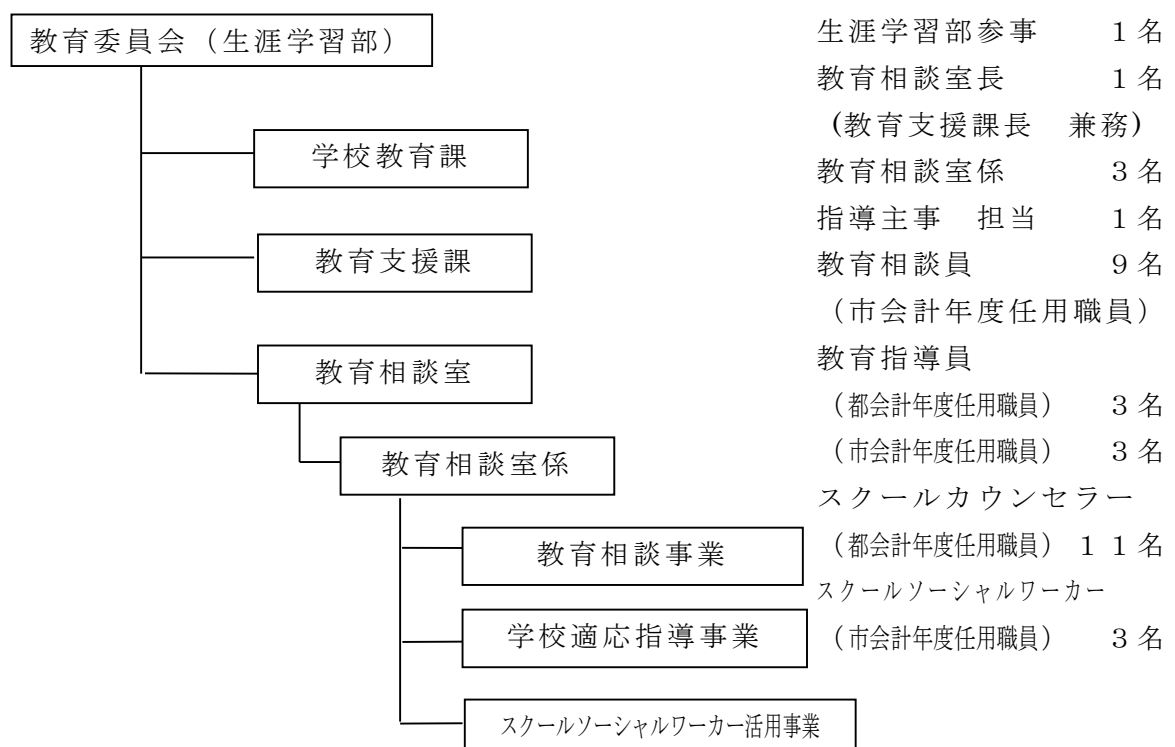
心理的要因等で学校に登校できない児童・生徒の学校復帰へ向けた指導及び援助に関する事。

この活動を行う場所を、羽村市学校適応指導教室「ハーモニースクール・はむら」という。

（３）スクールソーシャルワーカー活用事業

福祉分野に関する専門的な知識や技術を用いて、課題を抱える児童・生徒に関する状況把握や学校、保護者、関係機関との円滑な連携・支援に関する事。

2 教育相談室の運営組織



3 相談手続き

(1) 教育相談

保護者、本人または学校からの電話、手紙あるいは来室により受け付け、相談受理後、担当者を決定し、カウンセリング、プレイセラピーや必要に応じ心理検査、医療等専門機関への紹介を行う。

なお、相談は原則として、週1回、50分（予約制）で行う。

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日除く）午前9時～午後6時

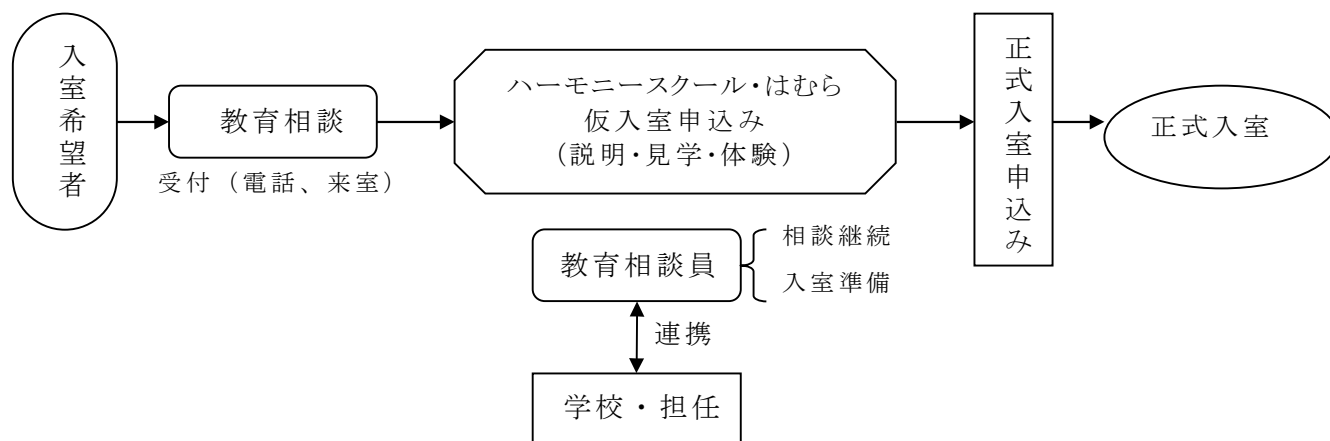
(2) 学校適応指導教室「ハーモニースクール・はむら」

ア 入室までのプロセス

保護者及び本人がハーモニースクール・はむらに入室を希望する場合は、窓口として、教育相談員が受付（電話、来室）をする。その後、ハーモニースクール・はむら指導員による説明、見学、体験を経て、教育相談員とともにハーモニースクール・はむらへの入室を準備する。

教育相談員は、保護者の了解を得て在籍校とその対応にあたり、保護者は入室申請書を在籍校の校長に提出する。正式な入室は、仮入室を経て決定される。

<ハーモニースクール・はむら入室までの流れ>



イ 入室後の教育相談

正式入室後、保護者及び本人が引き続き、あるいは必要に応じて教育相談を希望した場合、原則として週1回、適応指導とは別に教育相談（カウンセリング、プレイセラピー等）を受けることができる。

(3) 電話相談「子どもの悩み110番」

子ども自身が相談できる特設ダイヤルを開設している。

電話 042-554-1306

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・休日除く）午前9時30分～午後5時30分

(4) 申込先

羽村市教育相談室

〒205-0014

東京都羽村市羽東2-12-2 電 話 042-554-1223

ファクシミリ 042-554-1309

Ⅱ 教育相談事業

教育相談室における教育相談事業は、相談室における相談活動と教育相談員（公認心理師等）が市内小・中学校全校に出向く巡回相談活動に大別される。

1 相談室における相談活動

相談活動の内容は以下のように分類されている。

表1 <来室相談>

本人来室	子ども本人が来室し、プレイセラピーやカウンセリングを行う
保護者来室	保護者が来室し、子どもについての相談を行う
その他来室	教員や関係機関の職員が来室して相談・情報交換を行う
心理検査	対象児童・生徒のアセスメントを目的とした検査（主に WISC-IV）を実施し、その後フィードバックを行う
学校適応指導教室に関する相談活動	学校適応指導教室（ハーモニースクール・はむら）への入室希望の児童・生徒に対し、正式入室に向けての支援（教室内に付き添う等）や学校適応指導教室の面談・会議等に同席する

表2 <電話相談・その他業務>

電話相談（来室）	来室している子ども及び保護者と電話での相談を行う
電話相談	来室していない子ども及び保護者と電話での相談を行う
その他電話	教員や関係機関の職員と電話での相談・情報交換を行う
ケース会議	相談室が関わっているケースについての会議を行う
家庭訪問	来室することが難しい子ども本人に対して、家庭訪問を行う
その他訪問	学校や関係機関先に訪問し、相談・情報交換を行う

1-1 来室相談

(1) 来室相談件数

来室相談件数とは、相談対象の子ども1人につき、1件として計上したものである。

図1は過去5年間の来室相談件数の推移を示したものである。

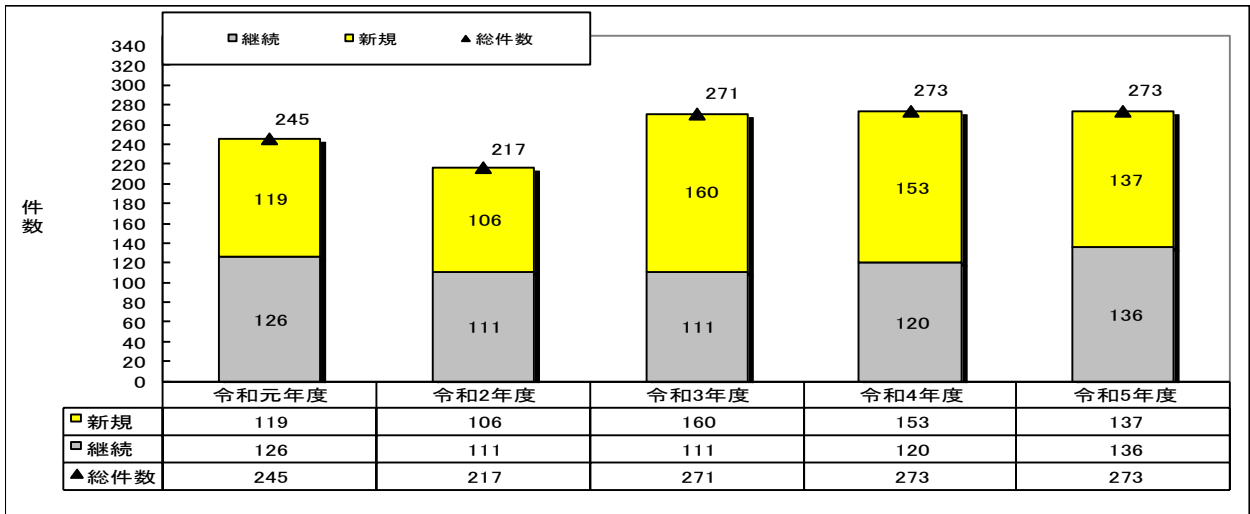


図1 来室相談件数の推移

令和5年度の来室相談件数は273件であり、そのうち前年度からの継続相談件数は137件で、新規申込件数は136件である。来室相談件数は、前年度と変化がなかった。また、新規申込件数については、前年度より16件減っている。過去5年間の増減を見ると、令和2年度はやや減少したが、それ以降は従来の件数に戻り、横ばいとなった。

羽村市では、平成28年度から小学校特別支援教室が、平成31年4月から中学校特別支援教室が本格実施されたことに伴い、その利用に向けての実態把握を目的として、教育相談室に来室するケースの割合が多くなっている。さらに、冒頭に記載したように、教育相談室では市内小・中学校の巡回相談も行っている。そのため、巡回相談を契機として学習面や行動面など、気になる児童・生徒が教育相談室へ繋がるケースも多かった。

(2) 延べ相談回数

延べ相談回数とは、表1、表2で記載した相談活動の内容について、年間の回数を合算したものである。

図2は、過去5年間の延べ相談回数の推移を示したものである。

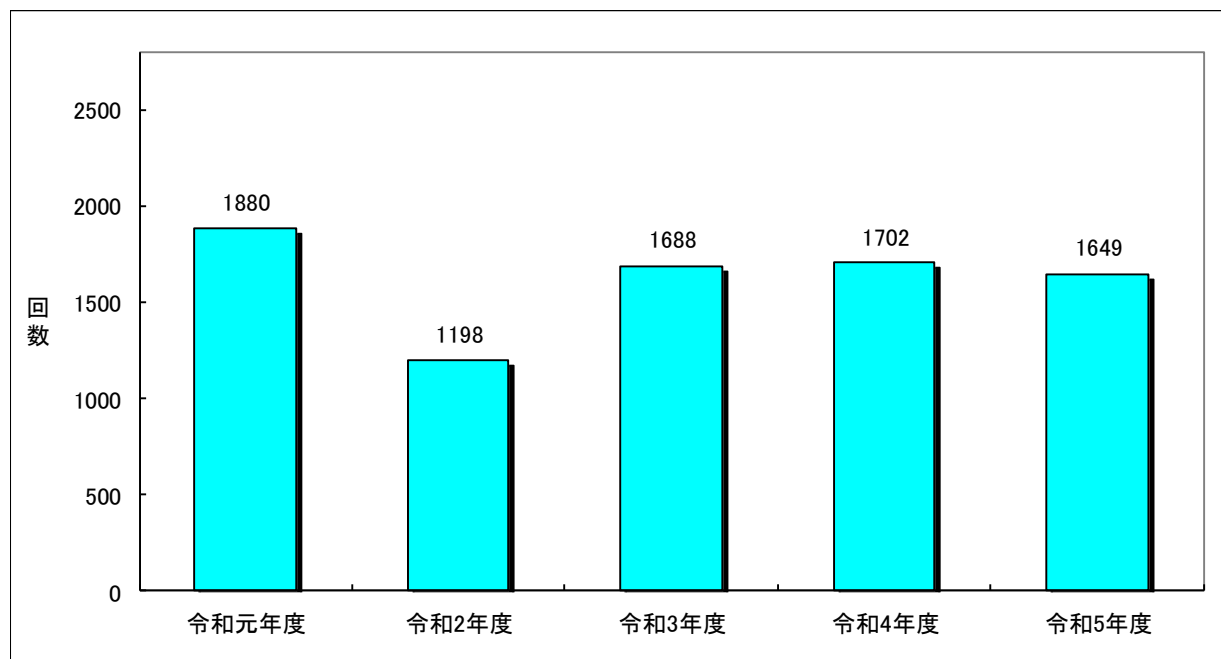


図2 延べ相談回数の推移

令和5年度の延べ相談回数は、1649回であった。前年度と比較すると53回減少している。過去5年間の増減を見ると、令和2年度は特に減少しているが、全体的にやや減少傾向である。来室相談件数を見ると、新規申込の件数、継続相談の件数ともには緩やかな減少が見られる。新規相談ケースでは、小・中学校の特別支援教室利用に向けて、児童・生徒の実態把握を目的とした心理検査のニーズが学校や保護者の中で依然として多いのに対し、継続相談ケースでは、進級や状況の安定に伴う終結により件数が横ばい傾向である。このことから、延べ相談回数は結果として増減があまり見られず、やや減少傾向に推移した。そして、令和元年度から令和2年度にかけての大幅な変化については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として緊急事態宣言が発出されたことが

大きく影響していると考えられる。感染拡大防止対策として、外出や人との接触を控えるよう協力依頼が出されたことで、来室を控えるケースがあったこと、学校生活の変化（休校、時短・時差登校、オンライン授業など）に伴い、学校、保護者による児童・生徒の課題発見が難しく、教育相談室に繋がりにくかったことが、相談回数の減少した要因であると思われる。また、こうした状況が少しずつ改善されたことにより、令和3年度は新規相談申込件数、来室回数ともに増やしている。

図3は延べ相談回数の活動内容別の内訳を示したものである。活動内容は、本人来室・保護者来室・心理検査・電話相談・その他業務（ケース会議・学校適応指導教室に関する活動等）に分類した。内訳を見ると、保護者来室、次いで本人来室の2つが相談活動の中心を占めていることが分かる。

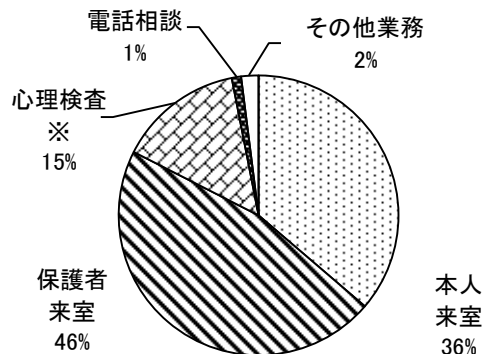


図3 延べ相談回数の活動内容別内訳

※心理検査には、検査結果のフィードバックを含む

(3)主訴・学齢・男女別相談件数

表3は、令和5年度の主訴、学齢及び男女別相談件数を示したものである。

表3 主訴・学齢・男女別相談件数

分類	主訴	未就学		小学校低学年		小学校高学年		中学生		高校生		その他		小計	総計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
学校生活・学習	進学・進路について	1	1	2	0	2	1	2	0	0	0	0	0	9	74
	特別支援の利用について	1	0	11	5	7	4	2	2	1	0	0	0	33	
	学業に関する問題	0	1	10	3	5	4	5	1	0	0	0	0	29	
	学校との関係	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3	
性格・行動	性格に関するもの	1	0	13	5	7	5	5	2	2	0	0	0	40	69
	反社会的行為	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
	問題行動	0	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	5	
	落ち着きのなさ	0	0	9	1	2	1	1	0	0	0	0	0	14	
	集団不適応	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	
	友人関係	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	4	
	情緒安定	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	
長期欠席・不登校	不登校	0	0	0	4	2	9	19	24	3	2	0	0	63	105
	登校しぶり	0	0	5	5	6	6	5	8	5	2	0	0	42	
いじめ	いじめに関する問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身体・精神・発達	神経症習癖	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
	身体症状に関するもの	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	4	
	かん黙	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
	知的発達に関するもの	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
	言葉の遅れ	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	発達障害に関するもの	0	0	1	0	3	0	1	1	1	0	0	0	7	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
家庭生活	子育てに関するもの	0	0	0	1	2	2	2	0	0	1	0	0	8	8
	虐待等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
男女別計		4	2	60	26	40	35	47	41	13	5	0	0	273	273
合計		6		86		75		88		18		0		273	

主訴別の相談件数では、「不登校」が63件で最も多く、「登校しぶり」も42件となっており、「長期欠席・不登校」に関する相談は105件に上っている。次いで、「性格に関するもの」が40件、「特別支援の利用について」が33件、「学業に関する問題」が29件と多かった。その他、「落ち着きのなさ」が14件、「進学・進路について」が9件であった。

学齢別の相談件数では、「中学生」が88件で最も多く、次いで「小学校低学年」が86件、「小学校高学年」が75件であった。小学生は相談件数全体の約2／3を占めており、前年度に引き続き、最も多く来室している学齢であった。

図4、図5は小学生と中学生の相談主訴を分類別にした内訳を示したものである。小学生では、「学校生活・学習」を主訴として来室するケースが最も多かった。一方、中学生では「長期欠席・不登校」を主訴とするケースが最も多かった。

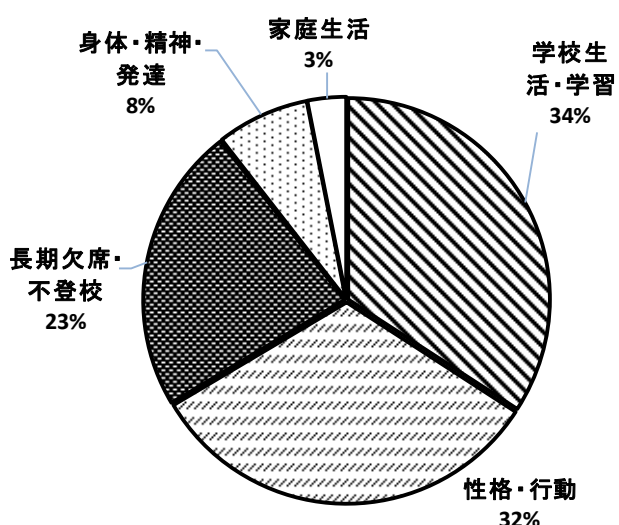


図4 主訴分類別内訳（小学生）

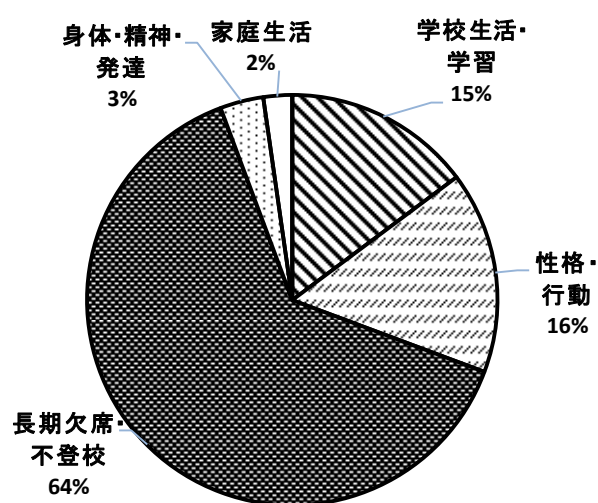


図5 主訴分類別内訳（中学生）

図6、図7は男女別に相談主訴を分類した内訳を示したものである。男女別の相談件数では、男子が164件、女子は109件で、男子の相談件数が女子の約1.5倍となっている。

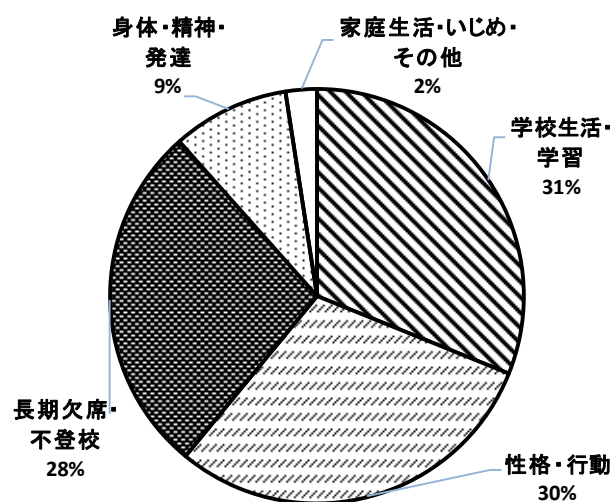


図6 主訴分類別内訳（男子）

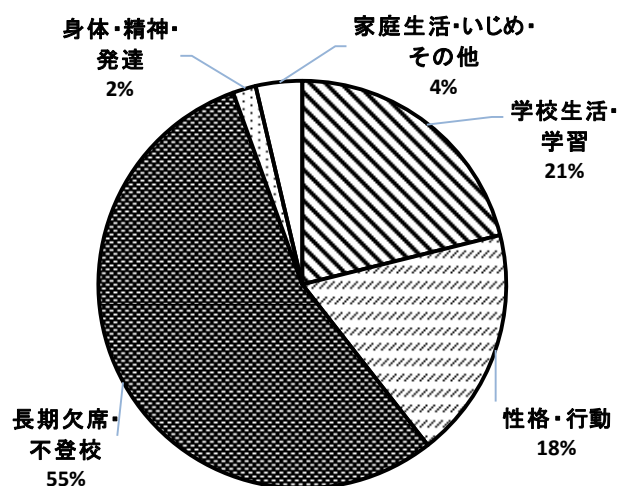


図7 主訴分類別内訳（女子）

相談内容の内訳を見ると、男子では「学校生活・学習」が31%で最も多く、次いで「性格・行動」が30%、「長期欠席・不登校」が28%と続いていた。女子では「長期欠席・不登校」が55%で最も多く、次いで「学校生活・学習」が21%、「性格・行動」が18%と続いている。

以上のことから、教育相談室では中学生の「長期欠席・不登校」や小学校低学年男子の「特別支援の利用」、「学業に関する問題」で来室するケースが多いことが示された。この結果は、文部科学省で示しているように、中学生における不登校生徒の割合が高い傾向が、教育相談室においてもみられるとともに、令和5年度から実施された羽村市教育委員会での特別支援教室延長利用のための検査実施が教育相談室での検査実施件数に影響を与えているものと考えられる。

(4) 本人来室・保護者来室

令和5年度の来室相談件数は、273件であった。そのうち、保護者面接のみ行われたものは、193件であった。保護者面接と本人面接を並行して行ったものは、80件であった。

図8は、本人面接が並行して行われたケースの主訴の内訳を示したものである。その結果、本人面接が継続的に行われるのは、「長期欠席・不登校」を主訴として来室している場合で、66%と最も多かった。

このことは、教育相談室内に併設されている学校適応指導教室（ハーモニースクール・はむら）との連携によるところも大きいと推測される。ハーモニースクール・はむらに入室を希望する場合、基本的な流れとして、まず教育相談室で受付をし、面接を行っている。そして、入室後に希望があれば、児童・生徒に対して定期的に面接を行い、一人一人の様々な課題に寄り添っていきけるよう支援体制を組んでいる。

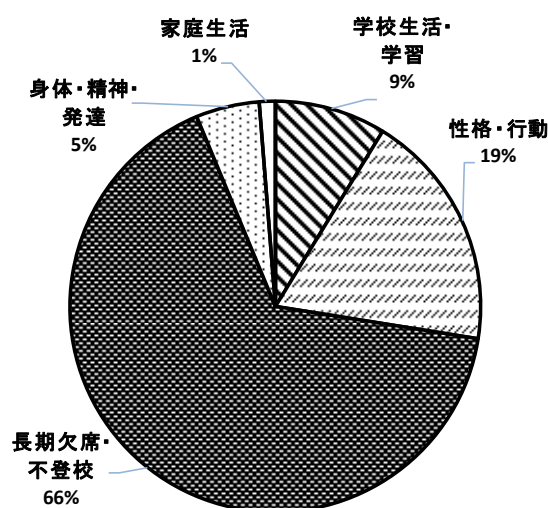


図8 本人面接の内訳

(5) 心理検査

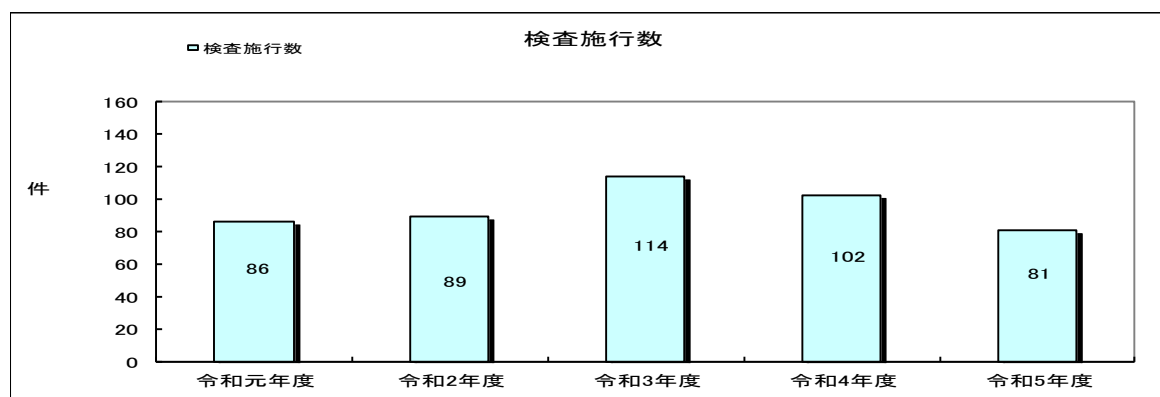


図9 心理検査実施件数の推移

令和５年度に実施した心理検査の総数は８１件で、その大半がWISC-Ⅳや田中ビネー知能検査といった知能検査であった。また、認知検査であるKABC-Ⅱも５件実施された。

過去５年間の心理検査実施件数の推移を図９に示す。前年度に比べると２１件減少した。

図１０は心理検査を実施したケースの主訴の内訳を示したものである。主訴の内訳は「学校生活・学習」が４７％で最も多かった。

このことから、学習面・行動面のアセスメントや特別支援教室及び特別支援学級の利用に伴う心理検査の実施が多いと示された。こういった目的で心理検査を行う場合は、まず巡回相談時に児童・生徒の観察や教員との情報交換を行い、保護者より困っている点や生育歴等の聞き取りを行った上で実施し、報告書を作成する。

さらに、保護者や学校へ心理検査の結果をフィードバックし、支援についての話し合いを行う、という流れで対応していく。

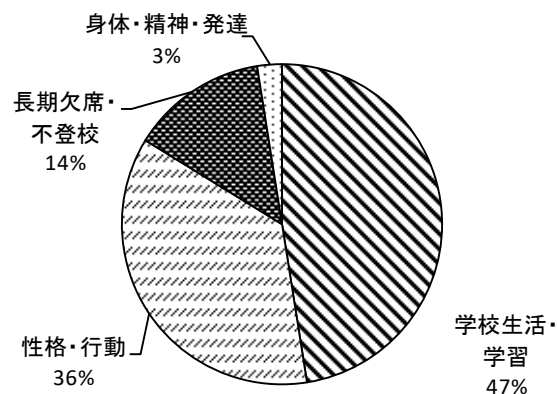


図１０ 心理検査を実施したケースの主訴内訳

1-2 電話相談・その他業務

令和５年度の電話相談・その他業務の総数は、５８件であった。表４は電話相談・その他業務の相談件数内訳を示したものである。内訳を見ると、ハーモニースクール・はむらの入室時、あるいはそれに関連する面談に同席する「ハーモニー」が３２件で最も多かった。

令和５年度の電話相談件数は７件であった。表５は電話相談の内訳を示したものである。内訳を見ると、主訴では「学校生活・学習」が多く、対象別では小学生、中学生、高校生がほぼ同数であった。

表４ 電話相談・その他業務の相談件数内訳

電話(来室)	13 件
電話相談	7 件
その他電話	5 件
ハーモニー	32 件
その他来室	0 件
ケース会議	0 件
家庭訪問	0 件
その他訪問	1 件
合計	58 件

表５ 電話相談の主訴別・対象別件数

主訴	未就学	小学生	中学生	高校生	匿名	計
学校生活・学習	0	2	0	1	1	4
性格・行動	0	0	0	0	0	0
長期欠席・不登校	0	0	1	0	0	1
いじめ	0	0	0	0	0	0
身体・精神・発達	0	0	0	0	0	0
家庭生活	0	0	0	0	1	1
その他	0	0	0	0	1	1
計	0	2	1	1	3	7

2 小学校・中学校巡回相談（教育相談員派遣事業）

小学校・中学校の巡回相談活動の内容は表6のように分類されている。

表6 巡回相談における活動内容

本人相談	児童・生徒本人が学校の相談室を訪れ、相談員と様々な悩みについて面接（児童・生徒のカウンセリング）を行う
本人観察	支援が必要と考えられる児童・生徒の校内での様子を観察する（教員、保護者からの依頼によるものを含む）
本人家庭訪問	登校することが困難な児童・生徒に対し、家庭訪問を行う
保護者相談	保護者が相談を申し込み、学校の相談室などで面接を行う
教員相談	教員から、児童・生徒の理解や対応に関する相談を受ける
教員情報交換	教員と、児童・生徒・保護者についての情報交換を行う
教員その他	教員が行う個々のケース会議への参加など

2-1 小学校巡回相談

教育相談員による全小学校への巡回相談は平成15年度より開始された。当初、市内の全7校を対象に、週に1回4時間の巡回相談を行っていたが、令和5年度から月2回に変更された。巡回相談の目的は、支援が必要と考えられる児童について、観察や教員との情報交換を通してアセスメントを行い、適切な支援を検討することである。

（1）相談件数・延べ相談回数

相談件数とは、相談対象の児童1人につき、1件として計上したものである。図11は過去5年間の相談件数の推移を示したものである。全7校の令和5年度の相談件数は300件であった。相談件数の推移を見ると、前年度より224件減少している。令和2年度の件数の減少は、先述した新型コロナウイルス感染症拡大の影響が関連していると思われる。令和5年度は、巡回相談の回数を変更したことによる。

延べ相談回数とは、相談対象の児童1人に関する相談活動（教員の相談、児童・保護者との面接、児童の行動観察等）について、それぞれの相談活動を1回と計算し、年間の回数を合算したものである。図12は、全7校の過去5年間の延べ相談回数の推移を示したものである。令和5年度の延べ相談回数は1264回であった。相談回数の推移を見ると、前年度より1208回減少している。

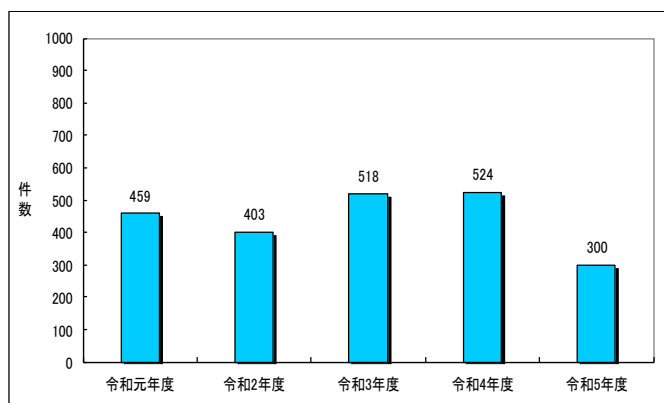


図11 巡回相談における相談件数の推移

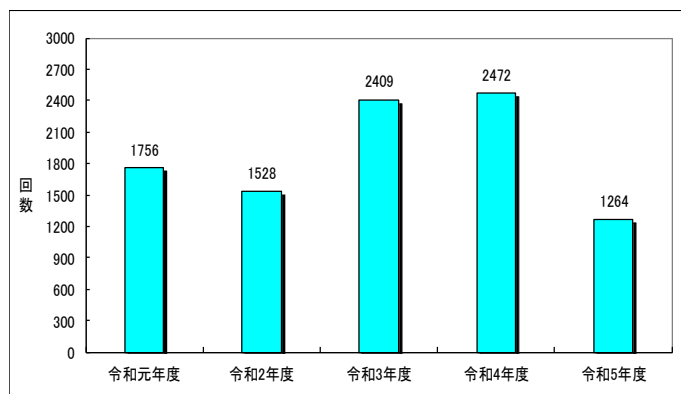


図12 巡回相談における延べ相談回数の推移

(2)主訴・男女別相談件数

表7は、令和5年度の主訴・男女別相談件数を示したものである。

主訴別の相談件数では、「性格に関するもの」が90件と最も多かった。次いで「学業に関する問題」が72件、「落ち着きのなさ」が50件であった。

男女別の相談件数では、男子が200件、女子が100件で、男子の相談件数が女子の相談件数の約2倍となっている。男子・女子ともに「性格に関するもの」、次いで「学業に関する問題」が多く、男子ではさらに「落ち着きのなさ」を主訴とする児童が多かった。

以上のことから、巡回相談においては、前年度と同様に「性格に関するもの」「学業に関する問題」を主訴とする児童への対応が多く、男子ではさらに「落ち着きのなさ」を主訴とする児童への対応も求められていることが示された。

表7 主訴・男女別相談件数(小学校)

分類	主訴	性別		計
		男	女	
学校生活・学習	進学・進路について	1	2	3
	特別支援の利用について	2	1	3
	学業に関する問題	52	20	72
	学校との関係	1	0	1
性格・行動	性格に関するもの	66	24	90
	反社会的行為	0	2	2
	問題行動	1	1	2
	落ち着きのなさ	45	5	50
	集団不適応	1	4	5
	友人関係	2	7	9
	情緒不安定	3	6	9
	その他	2	1	3
長期欠席・不登校	不登校	1	7	8
	登校しぶり	1	3	4
いじめ	いじめに関する問題	0	0	0
身体・精神・発達	神経症習癖	0	0	0
	身体症状に関するもの	2	3	5
	かん黙	1	1	2
	知的発達に関するもの	2	2	4
	言葉の遅れ	0	0	0
	発達障害に関するもの	8	6	14
	その他	0	0	0
家庭生活	子育てに関するもの	7	5	12
	虐待等	1	0	1
その他	その他	1	0	1
	計	200	100	300

(3)主訴・相談内容別延べ相談回数

表8は主訴・相談内容別に分類した延べ相談回数を示したものである。

主訴別の延べ相談回数では「性格に関するもの」に関する内容が最も多く、491回であった。次いで「学業に関する問題」「落ち着きのなさ」に関する内容が多かった。

相談形式別での相談回数では「本人観察」の活動が最も多く、660回であった。次いで「教員との情報交換」が530回であった。

以上のことから、小学校の巡回相談では、主に児童の「性格に関するもの」について教員と情報交換や相談を行いながら、児童の観察を通してアセスメントを行うという形での活動が多いことが

示された。

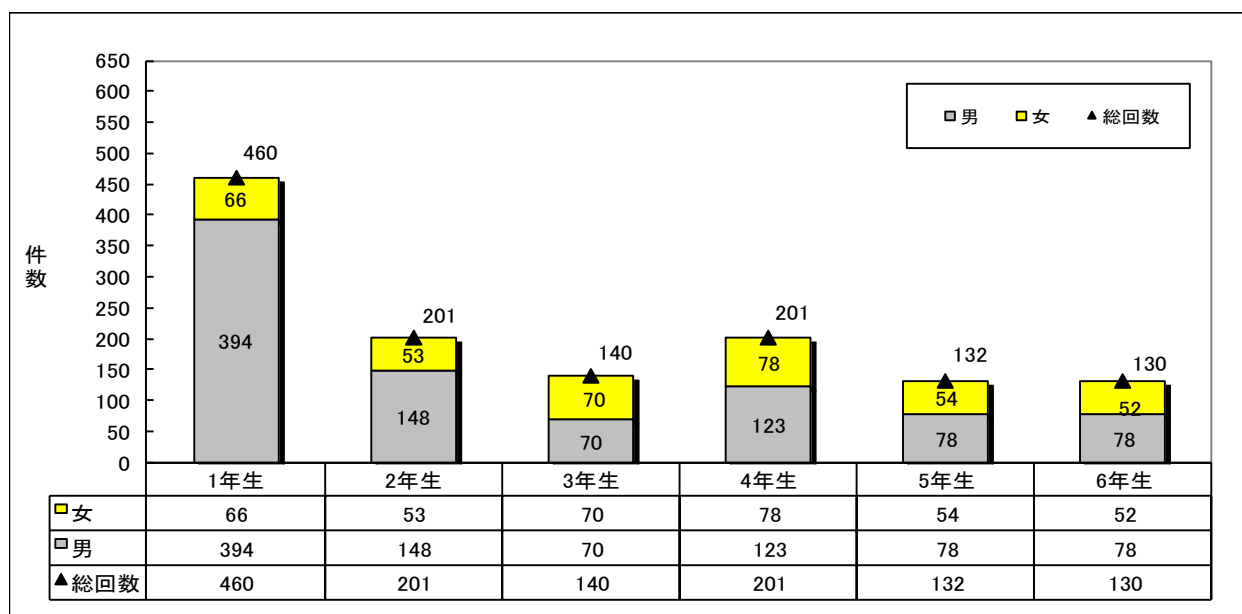
分類	主訴	表8 主訴・相談内容別延べ相談回数(小学校)							関係機関 連携	計
		相談	観察	家庭訪問	相談	相談	情報交換	その他		
学校生活・ 学習	進学・進路について	0	1	0	0	0	2	0	0	3
	特別支援の利用について	0	5	0	0	0	3	0	0	8
	学業に関する問題	0	138	0	0	6	119	1	0	264
	学校との関係	0	0	0	0	0	1	0	0	1
性格・行動	性格に関するもの	0	252	0	0	39	197	2	1	491
	反社会的行為	0	1	0	0	0	1	0	0	2
	問題行動	0	12	0	0	1	8	0	0	21
	落ち着きのなさ	0	132	0	0	8	79	0	0	219
	集団不適応	0	16	0	0	1	5	0	0	22
	友人関係	0	9	0	0	0	12	0	0	21
	情緒不安定	0	21	0	0	2	23	0	0	46
	その他	0	3	0	0	0	1	0	0	4
長期欠席 ・不登校	不登校	0	8	0	0	1	25	0	0	34
	登校しぶり	0	5	0	0	2	11	0	0	18
いじめ	いじめに関する問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身体・精神 ・発達	神経症習癖	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	身体症状に関するもの	0	7	0	0	0	7	0	0	14
	かん黙	0	4	0	0	0	2	0	0	6
	知的発達に関するもの	0	8	0	0	0	7	0	0	15
	言葉の遅れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発達障害に関するもの	0	22	0	0	9	11	0	0	42
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭生活	子育てに関するもの	0	13	0	0	1	15	0	0	29
	虐待等	0	2	0	0	0	1	0	0	3
その他	その他	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計		0	660	0	0	70	530	3	1	1264
合計		660			0	603		1	1264	

(4) 学年別延べ相談回数

図1-3は学年別に分類した延べ相談回数を示したものである。

学年別に見ると、第1学年の相談回数が最も多く、次いで第2学年、4学年が多かった。全体としては学年が上がるに従い減少傾向にある。

図1-3 学年別延べ相談回数(小学校)



2-2 中学校巡回相談

平成28年度より、市内の中学校全3校を対象に、学校の要請に応じ2時間の巡回相談を行っている。巡回相談の目的と内容は、配慮が必要と考えられる生徒について、観察や教員との情報交換を通してアセスメントを行い、学級での配慮や対応について検討することである。

令和5年度は、市内の3中学校から巡回相談の要請が寄せられなかった。そのため、全3校の相談件数、延べ相談回数は0回である。

相談件数とは、相談対象の生徒1人につき、1件として計上したものである。

延べ相談回数とは、相談対象の生徒1人に関する相談活動（教員の相談、生徒・保護者との面接、生徒の行動観察等）について、それぞれの相談活動を1回と計算し、年間の回数を合算したものである。

3 まとめ

令和5年度の来室相談件数は273件で、延べ相談回数は1649回であった。令和2年度から令和3年度にかけての来室延べ回数の大幅な増加は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものと思われる。加えて、市内小・中学校の校内支援体制が進んだことにより、学校や保護者の教育相談室に求めるニーズの変化も、来室相談件数や延べ相談回数の増減と関連していると考えられる。前年度と比較した場合、「不登校」(63件)や「性格に関するもの」(40件)を主訴として来室するケースが多かった。さらに、そうしたケースについて、学校巡回での行動観察や、教員との情報交換、心理検査の実施により、今後の支援につなげていくケースが多いことも分かった。「不登校」を主訴として来室するケースについては、保護者・本人に対して継続的な面接も実施している。このことについては、併設されている学校適応指導教室(ハーモニースクール・はむら)との連携によるところも多い。

記述した様々なケースに対応するためにはケースの見立てを丁寧に行って方針を立てること、チームとしての情報共有や意見交換を行うことによって、より一層の相談活動の充実に努めていくことが重要である。

4 教育相談室内部研修会

教育相談員の技量の向上を目指し、研修活動を行った。

令和5年度は、東京都教育相談センターによる要請訪問(アドバイザースタッフ研修)を対面形式にて実施した。また市の研修会も同様に対面形式で1回実施した。表11は実施した研修会のテーマを示したものである。

表11 令和5年度 研修会テーマ

実施日	研修テーマ
令和6年1月30日	気がかりな子供の心理と対応
令和6年3月15日	日本版 WISC-V の実施方法の要点

Ⅲ 学校適応指導事業

1 学校適応指導教室「ハーモニースクール・はむら」の概要

(1) 設置経緯

平成8年、羽村市教育委員会は、羽村市学校不適応問題検討委員会に、「通常の学校生活に適応できず、登校拒否傾向や登校拒否に至っている市立小・中学校の児童・生徒の正常な学校生活への復帰に向け適切な指導を行う中間施設（通称：学校適応指導教室）の開設について」諮問を行った。

平成10年3月、同委員会の答申を受けて、羽村市教育委員会は、学校適応指導事業として、「学校適応指導教室（ハーモニースクール・はむら）を併設した新しい教育相談所」を開設した。

(2) 設置目的

学校適応指導教室「ハーモニースクール・はむら」は、心理的な要因等で不登校になった児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談及び学習指導など適応指導を行うことにより、子供たちの学校復帰を支援し、社会的自立を促すことを目的とする。

2 令和5年度「ハーモニースクール・はむら」指導方針・指導内容

(1) 指導の方針

- ア 集団活動・体験活動を通して、社会性を育成する。
- イ 教育相談員による教育相談を通して、不登校になった児童・生徒の心理的要因の軽減を図る。
- ウ 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた学習支援を通して、基礎的・基本的な内容の定着を図る。
- エ 緩やかな週の計画を設定し、生活リズムの確立を図る。

(2) 指導の方法・内容

ア 集団活動を通しての指導

リレーションでの集団活動や体育的活動を通して、体力や忍耐力を育てるとともに、心理的安定を図り、豊かな人間関係を築く力を育てる。

イ 体験活動を通しての指導

花壇づくり、野菜栽培、調理実習、校外学習等の体験活動を通して、協働・協力の楽しさや大切さを経験する。

ウ 社会性の育成

人間関係を築くための基本となる挨拶指導や、新規の通室児童・生徒と自己紹介を行

う等、自主的かつ他者を意識した行動ができるよう指導する。

エ 教育相談を通しての支援

教育相談員が、保護者、児童・生徒に対し、1回50分を基本に教育相談（希望制）やプレイセラピーを実施し、不登校の心理的要因の軽減を図るための支援を行った。また、学校適応指導教室指導員（以下、「指導員」という。）は、教育相談員と連携し、児童・生徒に応じた適応指導を進めた。

オ 基礎学力の補充を目指した学習指導

学校復帰への不安要因の一つが学習の遅れであることに配慮し、個々の学習レベルに応じた個別指導、一斉指導を行った。なお、各教科等の学習内容は、在籍校の教育課程に沿いつつ、児童・生徒の実情に応じて以下の通りに行った。

各教科等	主な学習のねらい
国語	音読による言語感覚や、文章読解力の育成、漢字の習得
社会	地理・歴史・公民分野の基礎的な知識・技能等の習得
算数・数学	基礎的四則計算力の向上、文章題を使った応用力の育成
理科（生活科）	自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに対する関心の促進
音楽	器楽、歌唱を通しての音楽の基礎的な知識・技能の習得
図画工作	造形的な創造活動の基礎的な能力の育成
家庭	家庭科に関する生活の技能の習得
保健体育	運動に親しむ資質や能力の育成、健康の保持増進と体力の向上
外国語（外国語活動）	基礎的な英語を聞く・読む・話す・書く力の育成
総合的な学習の時間	調理・栽培などの体験活動を通して主体的・協働的に取り組む態度の育成

カ 生活リズムの確立を目指した緩やかな学習と支援

（ア）1日に4時間の学習時間を設定し、児童・生徒の通室時間に柔軟に対応できる緩やかな週の計画・時間割（表1）を小学生、中学生ごとに設定し、生活リズムの確立を図った。その中でさらに見通しを持った学習や生活が行えるよう、毎月の予定表を配布する他、月や週の予定を掲示した。

昼食後は清掃、交流タイム、読書タイムを実施した。また、「一日の記録」は4時間目終了後し、記入後は速やかに退室するよう促した。

表1 令和5年度 時間割表 ※上段：中学生、下段：小学生

	月	火	水	木	金
	9:05～9:20	モーニングタイム(※1)			
1	9:20～10:10	体育	英語 生活(社会)	国語 国語	数学 算数 英語 生活(理科)
	10:10～10:20	10分休み			
2	10:20～11:10	数学 算数	国語 国語	英語 生活(社会)	国語 英語 算数
	11:10～11:20	10分休み			
3	11:20～12:10	英語 生活(理科)	数学 算数	数学 算数	英語 国語 国語
	12:10～13:05	昼食準備・ランチタイム 歯磨き・清掃・昼休み・交流タイム(※4)			
	13:05～13:25	読書タイム(※2)			
4	13:30～14:20	家庭科/選択	音楽/適応指導	体育	総合(畑)/PC リレーション(※3)/ 選択・図工
	14:20～14:30	一日の記録			
	14:30	最終退室			

※1 モーニングタイムは、授業に向かうための心と体の準備をする時間を示す。（登室時間、授業準備）

※2 読書タイムは、読書を通して、全ての学習の基盤となる国語力の育成を図る時間を示す。

※3 リレーションは、行事の話し合いを通して、人間関係を築く力を高める時間を示す。

※4 交流タイムは、カードゲーム、ボードゲーム等の遊びを通して、コミュニケーション能力や人間関係を築く力を高める時間を示す。

(イ) 児童・生徒面談及び保護者面談を年度初め、長期休業前及び年度末に実施し、学校復帰に向け、現在の適応状況を確認しつつ、個に応じた細かい支援を行った。また、中学校第3学年については三者面談も実施し、進路選択に向けた丁寧な支援を行った。

(3) 1年間の主な行事

4月	5月	6月	7月	8月	9月
・始業の会 ・保護者会 ・春季校外学習 (玉川上水と多摩川河川敷散策)	・児童・生徒面談 ・お話を聞く会 「手話」	・スポーツレクリエーション ・春の花いっぱい運動	・保護者面談 (全学年) ・調理実習 ・卒業生のお話を聞く会 ・大掃除 ・夏季学習会	・夏季学習会 ・避難訓練 (下校訓練)	・体育出前授業 「ボッチャ」
10月	11月	12月	1月	2月	3月
・校外学習 (江戸東京たてもの園・小金井公園)	・進路三者面談 (中3) ・保育園体験学習 ・秋の花いっぱい運動	・児童・生徒面談 (中3以外) ・お話を聞く会 「朗読劇」 ・調理実習 ・大掃除	・新年の会	・スポーツレクリエーション ・保護者面談 (中3以外) ・風揚げ	・生徒面談(中3) ・大掃除 ・終業の会

(4) 指導体制

- ・指導員 6名
- ・教育相談員 8名
- ・教育ボランティア 3名(家庭科、音楽科、総合的な学習の時間)
- ・外国語指導助手(A L T) 1名

3 児童・生徒の状況

(1) 通室児童・生徒数の推移

表2は、令和5年度4月から3月までの学年別通室児童・生徒数の推移表である。令和5年度の傾向は次の通りである。

ア 昨年度から在籍していた児童・生徒が引き続き在籍したことで、年度初めで25名の在籍数であった。また、表2より、長期休業前に増加する傾向があることがわかった。

イ 入室生は増加したが、入室後全く登室のない生徒が多数いたため、来年度から、入室前の体験授業を実施することとした。

表2 月別在籍児童・生徒数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校第1学年												
小学校第2学年												
小学校第3学年												
小学校第4学年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小学校第5学年												
小学校第6学年	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3
中学校第1学年							1	2	2	4	5	
中学校第2学年	8	8	10	12	12	13	13	14	14	15	16	16
中学校第3学年	14	14	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17
合 計	25	25	29	32	33	34	35	37	37	38	41	42

■は増加した月

(2) 児童・生徒の通室状況

表3 令和5年度 通室状況

番号	学年 性別	開室 日数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間合計	
			18	20	22	19	13	20	21	20	17	17	19	16	222	
1	中3 女子		15	17	22	18	10	19	13	18	16	15	14	15	192	
2	中3 男子		0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	
3	小6 男子		10	12	12	11	2	7	6	7	5	4	4	2	82	
4	中3 男子		17	16	18	13	2	0	0	0	0	0	0	0	66	
5	中3 女子		4	7	4	5	1	3	3	4	3	3	2	3	42	
6	中3 男子		1	1	4	3	1	2	5	1	2	0	0	0	20	
7	小6 男子		5	7	6	7	4	11	7	11	3	8	8	10	87	
8	中3 女子		10	12	12	14	4	8	13	9	11	10	7	6	116	
9	小4 男子		0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	3	0	7	
10	中2 女子		7	7	13	5	0	10	10	11	8	11	10	9	101	
11	中3 男子		3	3	6	5	4	8	7	8	5	3	3	3	58	
12	中2 女子		12	17	13	8	3	10	15	16	10	11	17	12	144	
13	中3 女子		12	15	17	10	3	8	20	13	12	12	10	9	141	
14	中2 男子		12	16	18	11	3	15	17	6	12	8	12	6	136	
15	中3 男子		17	19	22	16	6	19	21	20	17	11	16	11	195	
16	中2 男子		3	5	0	2	6	0	0	0	0	0	0	1	17	
17	中2 女子		学校復帰												1	
18	中3 女子		学校復帰												0	
19	中3 男子		学校復帰												0	
20	中2 男子		0	1	1	3	2	0	0	0	0	0	1	0	8	
21	中3 男子		14	16	15	12	10	12	17	9	14	12	15	11	157	
22	中2 女子		学校復帰												0	
23	中2 女子		学校復帰										2	5	9	16
24	中3 女子		12	16	19	12	学校復帰								82	
25	中3 女子		0	0	フリースクールに通うため退室										0	

番号	学年 性別	開室 日数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間合計
			18	20	22	19	13	20	21	20	17	17	19	16	
26	中3 女子					7	6	4	9	12	7	6	4	11	66
27	中3 女子					3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
28	中2 女子					1	1	0	0	0	4	4	2	7	29
29	中2 男子					1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
30	中2 男子						0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	小6 女子						1	0	0	0	0	0	0	0	1
32	中2 男子						0	3	8	6	7	8	11	11	64
33	中3 女子							1	1	0	1	0	0	0	3
34	中2 女子								0	0	0	0	0	0	0
35	中1 女子									10	9	9	7	8	56
36	中2 男子										2	3	1	2	13
37	中1 男子										1	3	4	3	12
38	中2 男子											0	3	6	9
39	中1 女子												4	7	11
40	中2 女子												1	0	1
41	中1 女子												0	0	0
42	中1 男子													3	3

※1 表は、入室の児童・生徒を示す。

※2 斜線は入室していない月を示す。

※3 開室日数に次の長期休業中の学習会を含む。

7月/6日間 8月/8日間

表3は、令和5年度の児童・生徒の通室状況である。

年度途中で学校復帰しながらも万一学校に行けなくなったときのセーフティネットとして継続した生徒が5名、フリースクールに通うため退室した生徒が1名いた。

(3) 中学卒業後の進路状況

表4は、過去5年間の通室生徒の進路を示している。家庭環境や本人の希望によりさまざまな進路を選択している。

ア 中学校第2学年の2月と、第3学年の夏季休業前に保護者面談を行い、進路先の見学・体験等を早い段階から勧めた。

イ 今年度は都立のエン

カレッジ校やチャレンジ校を希望する生徒が多かったため、自己PRカードや志望理由書等の作成に早い時期から取り組み、面接練習を繰り返し行うことで、面接時に自分の言葉で話すことができ、多くの生徒が希望する進路へ進学することができた。

ウ 3月に中学校第1学年、第2学年を対象とした進路学習会を実施した。進路選択をする上で、自己の夢ややりたいことを再確認すると共に、第3学年での進路選択に繋がる指導を行った。5月末に中学校第3学年を対象とした進路学習会を実施し、具体的な選択肢を挙げ、説明することで進路選択に関する不安を取り除いた。特に学びを継続する多様な選択肢（通信制高校やエンカレッジ校、チャレンジ校など）の関心が高い傾向にあった。

エ 7月に「卒業生のお話を聞く会」を実施した。当教室に在籍していた卒業生を招き、高校の具体的な話の他に、中学校在学時の進路に対する悩みや取り組み、そして合格に至るまでを在室生に話してもらった。皆が同じく悩みを抱えていることを知ることで、孤独感を軽減し、進路選択の意欲も高めた。

オ 今年度は、中学校第3学年が特に多い中学校の進路学習会の後に、指導員が在室生の保護者向けに進路学習会を行った。学校と当教室の説明を一度に視聴できることから、保護者の物理的負担の軽減を図ったと共に、不登校に向けた内容であることから、心理的負担も軽減した。

表4 過去5年間の中学卒業後の進路状況

	都立 (全日制)	都立 (定時制)	私立 (全日制)	通信制・ サポート校	専門・専修	その他	計
令和 元年度	1	3		9		2	15
令和 2年度	1	1		8		1	11
令和 3年度	3	2		6			11
令和 4年度	2			11		1	14
令和 5年度	5	2		9			16
	12	8	0	43	0	4	67

4 児童・生徒の活動

(1) 基礎学力の定着を図る学習活動

基礎学力定着を主とする教科（国語、算数・数学、英語、生活科等）は、集中して学習できるよう午前中の時間割に設定した。なお、引き続き感染症拡大防止対策のため、机配置を前向きにし、一人ひとりの間隔を開けて学習した。

ア 全ての学習の基盤となる国語力の育成を図るため、毎日20分間の「読書タイム」を設定した。また、集中して読書を楽しむ雰囲気作りとして、クラシック音楽を流した。

イ 小学生の外国語は、対象者がいなかったため、実施していない。

ウ 外国語指導助手（ALT）の授業を年間8回（中学生対象）行った。中学生は教科書の補強教材（日常生活の場面で使われる会話文）を使用し学習した。

（2）体験学習を主とした教科学習活動

活動しながら学習することで心身の緊張を軽減させ、また他の通室児童・生徒と交流を深めることにより、集団生活に適応する力を育成した。

ア 家庭科

（ア）衣生活の分野では、スウェーデン刺繍を行った。図案を見ながら一針一針丁寧に糸で模様を施し、ブックカバーやコースターを制作した。時間をかけ、集中して作り上げたことで達成感を味わった。

（イ）食生活の分野では、おやつ作りの単元として、大学いもと蒸しパンの作り方を学び、実習した。身近な材料で簡単に作ることができ、身体づくりの助けにもなることを学び、食生活への興味を深めた。また、おせち料理やお雑煮について学び、日本の食文化について関心を高めることができた。

（ウ）住生活の分野では、毎日教室の掃除を行うことで、基本的な掃除の仕方を学び、皆で協力して作業をすることや快適に過ごすことを実際に感じさせた。さらに、長期休業前の7月、12月、3月に大掃除を行った。

イ 総合的な学習の時間

（ア）栽培活動として、季節に応じ下表の野菜を育て、耕作・種まき・草取り・水やり・収穫など、栽培に関わる工程を体験した。収穫物は、調理実習の材料や、家庭に持ち帰るなどして、収穫の喜びや手間暇かけて育てることの大切さを皆で共有した。

前期	じゃが芋、スナップ、絹さや、きゅうり、トマト、ピーマン、ナス、枝豆、オクラ、カボチャ
後期	大根、白菜、ほうれん草、小松菜、二十日大根、ルッコラ、キャベツ、ブロッコリー、玉葱

花壇には、羽村市「花いっぱい運動」に合わせ、6月にマリーゴールド、ペゴニア、サルビア、アゲラタム、11月にパンジーなど季節の花を植えた。

（イ）創作活動として和風を作成した。小刀を使用し、竹ひごに溝を彫る等、風の本体を一から作成し、そこに各自で絵を描いた和紙を張り合わせ、完成させた。2月に堰下レクリエーション広場で風あげを行い、伝統玩具の楽しさを体験した。

ウ 音楽

（ア）身近な物（茶碗・パスタ・ペットボトルのキャップ等）を使って楽器を作成し、その音やリズムを自分で考え演奏することによって音楽の楽しさを感じる活動を年間を通して行った。また、合奏や合唱にも取り組んだ。卒業期には卒業式に歌われる歌などをみんなで口ずさんだ。

エ 体育

(ア) 週2回の体育の授業は、交流を目的として小学生・中学生合同で行った。

(イ) 体育の出前授業として、9月に羽村市スポーツ推進委員協議会に講師を依頼し、ボッチャの体験授業を行った。

(3) 体験学習を主とした行事活動

ア 調理実習

(ア) 家庭科の授業とは別に、調理実習を年2回計画した。

(イ) グループ活動を取り入れ、事前学習での値段調べや買い出しを行った。また、調理時間を2時間半に設定することで、限られた時間内に皆で協力し、作り上げる喜びを味わった。

(ウ) 調理実習時は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対策を行った。

- ・ 例年行っている学校関係者・ボランティア講師の招待を中止した。
- ・ 生肉、生魚は使用しなかった。
- ・ 試食の際は、飛沫感染防止のため、机配置を前向きにし、黙食とした。

実習名	実施日	メニュー
七夕調理実習	7月 7日(金)	カレーライス、ポテトサラダ、白玉フルーツポンチ
クリスマス調理実習	12月 8日(金)	クリームシチュー、さつまいもご飯、オムレツ、パンケーキ

イ スポーツレクリエーション

(ア) 6月及び2月に、S&Dスポーツアリーナ羽村(羽村市スポーツセンター)でスポーツレクリエーションを行った。体育館で運動をすることにより、普段の活動ではできない心身の活性を高めることができ、児童・生徒間のコミュニケーションを図ることもできた。この行事は、会場集合・解散を基本とし、午前中の半日行事とした。児童・生徒自身が主体的に取り組むように、種目や係分担も自分たちで決めさせた結果、自主的に取り組む姿が見られ、児童・生徒同士の交流も深まった。また、各々の目当てを決め、目標を達成する喜びを味わった。

ウ 校外学習

(ア) 校外学習は、春と秋の2回行った。事前学習でのしおり作りを通し、当日に向けての

校外学習名	実施日	目的地
春の校外学習	4月21日(金)	玉川上水と多摩川河川敷散策
秋の校外学習	10月13日(金)	江戸東京たてもの園・小金井公園

雰囲気作りや意識を高めた。参加者は、春が7名、秋が8名であった。

(イ) 春の校外学習は、徒歩で身近な地域の自然にふれあい、公園で散策を楽しんだ。春の自然に親しむことができた。きれいな水を利用して酒作りを行っている酒造場を見学し、玉川上水についての理解を深めた。

(ウ) 秋の校外学習は、江戸東京たてもの園を見学し、歴史的建造物への理解を深めた。公共交通機関を利用することで、公衆道徳を学び、集団行動におけるマナーを身につけた。

エ 保育園体験学習

(ア) 中学生を対象に、勤労観の醸成を目的として、私立羽村しらうめ保育園において、保育園体験を行った。

(イ) 参加者は第2学年が1名、第3学年が3名であった。

(ウ) 羽村市教育委員会発行の「職場体験学習 はた楽ウィーク学習ノート」を活用し、指導を行った。

実施日	内 容
9月 1日(金)	概要説明
9月15日(金)	自己紹介カード作成
9月22日(金)	マナーと敬語について
10月 2日(月)	保育園事前訪問
10月19日(木)	勤労観について考える ※DVD「仕事の流儀 心を込めて、当たり前の日常をビル清掃 新津春子」(NHKティーチャーズ・ライブラリー) 使用
10月27日(金)	「働くこと」について
11月 1日(水) 11月 2日(木)	保育園体験学習(私立羽村しらうめ保育園)
11月 6日(月)	お礼状作成(下書き)
11月17日(金)	お礼状作成(清書)

オ 地域活動

ボランティア活動の一環として、12月に近隣道路の落ち葉掃きを行った。皆で協力して取り組むことで協調性を学び、また地域の方々から感謝されることで達成感を味わった。

(4) 外部講師による授業

・5月16日(火)「手話」 講師：羽村市手話サークル様
障害のある人とのコミュニケーションの取り方と共に、互いに理解を深めることの重要性について学んだ。参加者各自が手話で自己紹介ができるようになった。

・12月7日(木)「朗読劇」 講師：小平ことりの会様
人生は一度きり、どんな運命であろうと、自分の人生は自分で切り開いていかななくてはならないと改めて感じさせられた。

(5) 集団適応能力の指導

年々、集団不適応傾向の通室児童・生徒が増加していることを受け、集団への適応を促すための指導を、次の方法で行った。

ア 交流タイム

昼食、清掃後の時間を使って、カードゲームやボードゲームを皆で行い、楽しい雰囲気の中で自然に会話することを学び、コミュニケーション力を育て、人間関係を築く力を高めた。

イ リレーション

行事（校外学習、調理実習、スポーツレクリエーション）の事前学習の時間として、話し合い、他者との意見交換をすることにより、協調性を学んだ。また、司会や書記などの役割を担うことで、自主性を育てた。

ウ 適応指導

コミュニケーションスキルや社会性を育てるための授業として、カードゲームを通して、自分の意見を発表したり、間違い探しゲームで間違いを言葉で説明した。さらに感想を伝える等、相手に必要な内容を簡潔に伝える方法を学習した。

エ 個別指導等

集団不適応等のため集団での学習に参加することが困難な児童・生徒には、個別指導を行った。

個別指導状況

学年	人数	場所
小学校第6学年	2名	教室、教室内個別学習コーナー
中学校第2学年	2名	教室内個別学習コーナー
中学校第3学年	1名	教室内個別学習コーナー

※教室は、他児童・生徒退室後の教室を示す。

指導時間は、児童・生徒の状況に応じて設定した。指導場所は適応の程度に応じて、面接室や個別学習コーナーを使用した。面接室の利用者には、教室内の個別学習コーナーや、時間外の教室での学習へと徐々に移行できるよう支援した。

5 指導の成果

（１）学習意欲の向上

学年相応の学習ができる児童・生徒に対しては、自身の学年の教科書を使用し、在籍校と同じペースで学習したり、数人のグループで授業を行うことで、学習意欲の向上を図った。

一方、コミュニケーションを取ることが苦手で、他者と会話することが難しく、集団への適応に困難さがある児童・生徒には、適応の程度に応じて教室内の個別学習コーナーで個別指導を行うことで、落ち着いた環境で、安心して学習できた。

このように個に応じた指導を丁寧に行った結果、学習の遅れに大きな不安を感じさせることなく、個々の学習意欲も向上した。また、学習に対して自信をもつことができた児童・生徒は、少しずつ集団での学習に適応することができた。

（２）在籍校との連携

在籍校と連携することにより、学校行事への参加や定期試験の受験ができるようになったことに加え、毎週決まった曜日に登校し、担任と顔を合わせて話をするできるようになり、学校復帰に繋げることができた。

卒業時には、小学校６学年及び中学校第３学年の児童・生徒は、在籍校と連携し卒業式の事前練習から参加を促し、数名の生徒が卒業式に参加できた。他の卒業生は、当日卒業式終了後に在籍校で卒業証書を受けることができた。

このように、在籍校との連携を密に行い、児童・生徒に寄り添うことで、学校に対して抵抗があった児童・生徒が、学校と繋がりを持つことができるようになった。

（３）進路指導

中学校３年の進路指導において、特に担任と密に連絡を取り合い連携して進めた。生徒には、進路決定においては、本人ができる限り登校し担任と連絡を取るよう促した。登室生徒は、学力や毎日登校できていないことで進路に対する不安も大きいため、進路に対する不安を取り除き進路学習へ前向きに取り組めるように指導や学びを継続する多様な選択肢（通信制高校やエンカレッジ校、チャレンジなど）について具体的に説明し、高校の体験授業などへの興味を持たせ参加を促した。また「卒業生の話を聞く会」を実施し、身近な先輩からの具体的な進路に関する話を聞く機会を設けた。その結果、体験授業などに参加することができ、自分に合った進路を考えることができた。そのため、学習に対する意欲も高まり、登室日数が増える生徒がでてきた。また、個別に進路学習や面接・作文等の指導も積極的に行う生徒が増えた。最終的に全員、希望の高校に進学できた。

（４）人間関係を形成する力の育成

小集団においても人との関わり方が難しい児童・生徒については、校外学習やスポーツレクリエーション等の参加を促した。内容や役割分担などの事前準備活動から参加を促すことで、少しずつ小集団に入ることができた。また、上級生が下級生のサポートをするなど、他学年を意識し相手を思いやることで、人間関係を形成する力の育成が図られた。

Ⅳ スクールソーシャルワーカー活用事業

1 活用の背景

学校現場において、不登校、いじめ、暴力行為、児童・生徒虐待など、児童・生徒をめぐるさまざまな課題がある。これらの課題の背景には、児童・生徒本人の問題とともに、児童・生徒が置かれたさまざまな生活環境の課題（家庭、友人関係等）が複雑に絡み合っている。そのため、関係機関等と連携した児童・生徒への支援は欠かすことができない。

そこで、関係機関等との連携・調整や児童・生徒が置かれた環境の問題に働きかけることにより課題解決を図ることが求められている。

2 スクールソーシャルワーカーの役割

いじめ、不登校、児童・生徒虐待など、健全育成上の課題に対応するため、教育分野だけでなく、福祉分野に関する専門知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれたさまざまな環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークを構築して、課題を抱える児童・生徒に支援を行う。

- (1) 課題を抱える児童・生徒が置かれた環境（主に家庭、保護者）への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連絡・調整
- (3) 小・中学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援、相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動

3 スクールソーシャルワーカーの活動

(1) 経過

平成20年度より、羽村市教育相談室を拠点とするスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を1名配置し、児童・生徒の家庭環境に働きかけ、学校と関係機関等とのネットワークを構築し、学校だけでは解決困難な問題を抱えた児童・生徒への支援を実施してきた。

平成28年度からは、深刻かつ複雑的な事例に対応するため、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有したSSWを2名配置し、羽村市教育委員会を拠点として、学校からの要請に応じて派遣する配置形態とした。そのことにより、多くの学校において関係機関とともにケースに応じた組織的な支援を進めることができた。

平成29年度からは、小中一貫教育としての担当校区を明確にすることでより継続的に支援が進められるようにした。

(2) 支援対象となった児童・生徒

令和5年度のSSWの支援対象児童・生徒数は190名（小学校148名、中学校42名）であり、前年度と比べると減少した。主な相談内容は「不登校」を主訴とするものが多く、「発達障害等による問題」「家庭環境の問題」等があるが、どれも他の主訴と重複している複雑なケースが多い状況である。

表 1 支援対象学校および児童・生徒数

	学校数	児童・生徒数（前年度）
小学校	7	148（131）
中学校	3	42（156）
合計	10	190（287）

(3) S S Wによる訪問活動について

ア 学校訪問

支援活動のための学校訪問数は、小・中学校の計で延べ230件であり、学校内での相談・支援活動や情報収集等を行った。特に学校内におけるケース会議では、児童・生徒の情報共有や支援方針の決定、役割分担等検討し、校長、教員、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携することで家庭の課題や学校の取組みを共有し、協働して支援を行うことができた。

イ 家庭訪問

相談や支援状況により、家庭訪問が必要なケースについては、学校関係者と話し合い、家庭訪問を行った。家庭訪問数は小・中学校含めて延べ15件であり、主訴としては、「不登校」が多く、家庭の事情により学校にも学校適応指導教室にも通うことが難しく、家庭にひきこもりがちな児童・生徒や保護者への支援を継続的に実施した。

表 2 訪問活動件数

(単位：件)

学校訪問	家庭訪問	教育相談室等	その他	合計
230（353）	15（11）	23（23）	0（47）	268（524）

() 前年度件数

(4) 関係機関との連携

関係機関との連携数は130件であり、子ども家庭支援センター、児童相談所などの児童福祉機関が111件、保健・医療関係機関との連携が1件、放課後等デイサービス事業所等との連携が2件、その他、地方団体と連携したケースも16件あった。学校外の関係機関と連携することにより、継続した連携を確認し、地域で支援にあたる体制の構築を目指した。

表 3 連携した関係機関

(単位：件)

児童福祉関係	保健医療	放課後等 デイサービス他	その他	合計
111（87）	1（44）	2（4）	16（6）	130（141）

() 前年度件数

4 まとめ

平成28年度よりSSWが増員配置され、平成29年度より小中一貫教育の中学校区ごとに分けて配置している。これまで家庭環境に課題のある児童・生徒に丁寧に寄り添い、支援をしてきたことや、必要な支援が受けられるよう学校と情報を共有し、学校内外の関係機関へ連絡・調整を図り、繋いできた。このことにより、児童・生徒の置かれている環境改善が図られ、支援した児童・生徒数は昨年度より減少傾向にある。このことは、福祉の専門家でもあるSSWの、小学校・中学校への定期的な訪問と、児童・生徒の生活環境の改善に向けた活動ができた成果である。

今後も、教職員、スクールカウンセラー、教育相談員、子ども家庭支援センター等との連携を図りながら、SSWが学校と家庭を繋ぐパイプ役となり、家庭訪問やケース会議等に積極的に携わることで、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけを実施し、継続的・積極的な課題解決を図っていく。

令和5年度教育相談室報告書（NO. 42）

発 行 羽村市教育委員会

所在地 東京都羽村市羽東2-12-2

電 話 042-554-1223、1331